

別記第1-14号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった農業基盤整備促進事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限	
	費目	金額	金額		
農業基盤整備促進事業	定率助成	農業用排水施設	円	円	年 月 日
		暗渠排水			
		土層改良			
		区画整理			
		農作業道			
		農用地の保全			
		調査・調整			
	指導				
	定額助成				

2 次の各号のいずれかに該当する補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

- (1) 費目欄のうち、定率助成に要する経費と定額助成に要する経費の相互間の流用
- (2) 調査・調整及び指導に係る経費相互間の額の増減
- (3) 定率助成に係る費目のうち、(2)以外の費目に係る経費相互間の30パーセント（30パーセントに相当する額が600万円以下の場合は600万円）を超える額の増減

3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

4 補助事業が期限までに完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。

5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきこ

とを命じます。

- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 9 補助事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 10 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 12 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 13 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 15 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 21 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 22 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 23 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 24 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 25 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）、農業基盤整備促進事業実施事務取扱要領（平成26年2月6日付け農地第475号農政部長通達）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 27 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 28 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付の決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければならないほか、次に掲げる条件を付さなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
 - (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させては

なりません。

- 29 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。
- 30 補助事業者は、第22項により承認をしようとする場合は、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けてから承認を与えなければなりません。
- 31 補助事業者は、第23項により間接補助事業者から納付を受けた額の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に納付しなければなりません。
- 32 第25項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を総合振興局長（振興局長）に納付したと認められる場合は、第25項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しません。
- 33 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に返還しなければなりません。
- 34 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助事業者に補助金を交付しなければなりません。
- 35 定率助成による農業用排水施設、定額助成による末端畑地かんがい施設を行うものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上。）の転用が行われた場合、定率助成による区画整理及び定額助成による区画の拡大を行うものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、以下の場合を除き、補助金返還額の算定方法（補助金返還額＝返還対象補助金の総額×転用受益地の面積／受益地の総面積）により算定される補助金額（総合振興局長（振興局長）がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた金額）に相当する部分を道に返還しなければなりません。
 - （1） 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（ほかの法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
 - （2） 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、総合振興局長（振興局長）が返還させないことを相当と認める場合
 - （3） 上記のほか、総合振興局長（振興局長）が特にやむを得ないと認める場合

（ 部 課 係 ）

- 注1 補助事業者が市町村の場合にあっては、第10項及び第11項を削除すること。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、第12項を削除すること。
- 3 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。ただし、定率助成に係る費目が全て削除される場合には第2項を削除することとし、定額助成が削除される場合には第2項を次のとおり書き換えること。
- 2 次のいずれかに該当する補助対象事業経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- （1） 調査・調整及び指導に係る経費相互間の額の増減
 - （2） 定率助成に係る費目のうち、（1）以外の費目に係る経費相互間の30パーセント（30パーセントに相当する額が600万円以下の場合は600万円）を超える額の増減
- 4 農山漁村地域整備交付金交付要綱により事業を実施する場合は、第26項中「農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）」を「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け・21農振第2453号農林水産事務次官通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け・21農振第2454号農林水産事務次官通知）」と書き換えること。

別記第1-15号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった機能保全計画策定事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
機能保全計画策定事業	円	円	年 月 日

- 2 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助対象事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 4 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 6 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 9 補助事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 10 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 11 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 12 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適

合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

- 13 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 14 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 15 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 16 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 17 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 18 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 19 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 20 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 21 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

- 22 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）、機能保全計画策定事業事務取扱要領（平成25年3月8日付け施管第1020号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 23 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 補助事業者が市町村の場合にあっては、第9項及び第10項を削除すること。
- 2 交付決定前着手届を提出している場合にあっては、第8項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-16号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった水利用調整事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
水利用調整事業	円	円	年 月 日

- 2 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 4 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 6 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 9 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 10 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 11 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 12 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 13 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

会計年度が終了した場合も、同様とします。

- 14 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 16 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 20 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 21 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 22 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 23 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

- 24 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）水利用調整事業事務取扱要領（平成25年9月9日付け施管第510号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 26 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1 建設工事がない場合にあつては、第8項中「工事請負又は」を削除し、第9項中「請負」を削除し、並びに第11項、第12項及び第24項を削除する。

2 補助事業者が市町村の場合にあつては、第9項及び第10項を削除すること。

3 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第11項を削除すること。

4 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第8項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-17号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった農村地域防災減災事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
農村地域防災減災事業 （農業水利施設危機管理対策事業）	円	円	年 月 日

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

(1) 工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合には400万円）を超える増減

(2) 工種の新設、変更又は廃止

- 3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

- 4 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。

- 5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

- 9 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。

- 10 補助事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。

- 12 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18

号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。

- 13 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 21 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 22 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。

- 23 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 24 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 25 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け・24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）、農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け・24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）、農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官通知）、農村地域防災減災事業実施事務取扱要領（平成26年3月10日付け農村第926号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 27 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1 補助事業者が市町村の場合にあっては、第10項及び第11項を削除すること。

2 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、第12項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあっては、第9項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-18号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（交付事業者等）

年 月 日に申請のあった農地耕作条件改善事業については、申請内容のとおり承認し、交付金事業の成果を成し遂げたときは、金 円を交付します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この交付金の交付の対象となる交付金事業の名称及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。

交付金事業名	交付対象経費		交付金の額	完了期限
	費目	金額	金額	
農地耕作条件改善事業 (地域内農地集積型)	定率助成	円	円	年 月 日
	定額助成			

- 2 次に該当する交付対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
費目欄のうち、定率助成に要する経費と定額助成に要する経費の相互間の流用
- 3 交付金事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 交付金事業が期限までに完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 交付金事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付金事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該交付金事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 交付金事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 10 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28

- 年4月1日付け27農振第2324号農林事務次官依命通知)で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 12 交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
 - 13 交付金事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。
 - 14 交付金事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該交付金事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
 - 15 この交付金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付金事業の成果が適合しないときは、当該交付金事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
 - 16 額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長(振興局長)に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
 - 17 交付金事業に関する帳簿及び書類を備え、この交付金事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、交付事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
 - 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがあります。交付金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 交付金事業に関して不正に他の交付金等(道以外の者が交付事業者等に対して交付する交付金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金事業等に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
 - 19 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
 - 20 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した交付金(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の交付金」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の交付金等と未納付額とを相殺することがあります。
 - 21 交付金事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

- 22 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 23 前項の申請により承認を受けた場合において、交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 24 前項に定める場合を除くほか、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 25 交付金事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 26 交付事業者は、交付金事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け・26農振第2069号農林水産事務次官通知）及び、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け・26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）、農地耕作条件改善事業実施事務取扱要領（平成28年4月1日付け農地第545農政部長通達）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 27 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 28 交付事業者は、間接交付事業者に対する間接交付金の交付決定に当たっては、交付金の交付の決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければならないほか、次に掲げる条件を付さなければなりません。ただし、交付金事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。
 - (1) 間接交付事業者は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
 - (2) 間接交付事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 29 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。
- 30 交付事業者は、第22項により承認をしようとする場合は、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けてから承認を与えなければなりません。
- 31 交付事業者は、第23項により間接交付事業者から納付を受けた額の交付金相当額を総合振興局長（振興局長）に納付しなければなりません。
- 32 第25項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の交付金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の交付金相当額の全部を総合振興局長（振興局長）に納付したと認められる場合は、第25項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しません。

- 33 交付事業者は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の交付金相当額を総合振興局長（振興局長）に返還しなければなりません。
- 34 交付事業者は、交付金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接交付事業者に交付金を交付しなければなりません。
- 35 定率助成による農業用排水施設、定額助成による末端畑地かんがい施設の整備を行うものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上。）の転用が行われた場合、定率助成による区画整理及び定額助成による区画の拡大を行うものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、以下の場合を除き、交付金返還額の算定方法（交付金返還額＝返還対象交付金の総額×転用受益地の面積／受益地の総面積）により算定される交付金額（総合振興局長（振興局長）がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた金額）に相当する部分を道に返還しなければなりません。
- （1） 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（ほかの法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
 - （2） 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、総合振興局長（振興局長）が返還させないことを相当と認める場合
 - （3） 上記のほか、総合振興局長（振興局長）が特にやむを得ないと認める場合

（ 部 課 係 ）

- 注1 交付事業者が市町村の場合にあつては、第10項及び第11項を削除すること。
- 2 交付事業者が市町村以外の場合にあつては、第12項を削除すること。
- 3 高収益作物転換型又はスマート農業導入推進型を実施する場合には、第1項の表中「交付金事業名」欄のうち「（地域内農地集積型）」とあるのは、それぞれ「（高収益作物転換型）」又は「（スマート農業導入推進型）」と書き換えること。
- 4 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。この場合、第2項を削除すること。

別記第1-19(1)号様式(第4-1関係)

(記号) 第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日に申請のあった土地改良施設突発事故復旧事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
土地改良施設突発事故復旧事業	円	円	年 月 日

- 2 地区相互間の補助金の額の流用をするときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- (1) 工種別の事業量の30パーセント(30パーセントに相当する額が500万円以下の場合には500万円)を超える増減
- (2) 工種の新設、変更又は廃止
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長(振興局長)に提出し、また、総合振興局(振興局)の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに取るべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札

- 等」という。)に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知)で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
 - 14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。
 - 15 補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
 - 16 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
 - 17 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長(振興局長)に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
 - 18 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
 - 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
 - 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
 - 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
 - 22 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
 - 23 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領(平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達)に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取

り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。

- 24 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 27 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知）、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2309号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）、北海道実施方針（平成30年4月11日付け施管第76号農政部長通知）、土地改良施設突発事故復旧事業実施事務取扱要領（平成30年4月11日付け施管第77号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 28 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1 補助事業者が市町村の場合にあつては、第11項及び第12項を削除すること。

2 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第13項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第10項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-19(2)号様式(第4-1関係)

(記号)第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日に申請のあった土地改良施設突発事故復旧事業については、申請内容のとおり承認し、金 円を補助するとともに、同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額
土地改良施設突発事故復旧事業	円	円

- 2 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長(振興局長)に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。

- 3 補助事業者等は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領(平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達)に定める別記第2号様式により、その金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに総合振興局長(振興局長)に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金等の額の確定の日の翌年5月末日までに総合振興局長(振興局長)に報告するとともに、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

- 4 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。

- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (2) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 6 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 7 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 8 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成 8 年 4 月 1 日付け土指第 3 号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 9 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 10 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 11 補助事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 12 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2309 号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地 3966 号農林事務次官依命通知）、北海道土地改良施設突発事故復旧事業実施方針（平成 30 年 4 月 11 日付け施管第 76 号農政部長通知）、土地改良施設突発事故復旧事業実施事務取扱要領（平成 30 年 4 月 11 日付け施管第 77 号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成 8 年 4 月 1 日付け土指第 3 号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 13 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注 実績に基づく交付決定であって、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）第 15 条の規定による額の確定の通知を併せて行う場合に使用すること。

別記第1-20号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（交付事業者等）

年 月 日に申請のあった農業水路等長寿命化・防災減災事業については、申請内容のとおり承認し、交付金事業の成果を成し遂げたときは、金 円を交付します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この交付金の交付の対象となる交付金事業の名称及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。

交付金事業名	交付対象経費	交付金の額	完了期限
農業水路等長寿命化・防災減災事業	円	円	年 月 日

- 2 交付金事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 交付金事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 4 交付金事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 5 この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付金事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 6 前項の命令に違反したときは、当該交付金事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに取るべきことを命じます。
- 7 この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 交付金事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 9 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 10 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 11 交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。

- 12 交付金事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 13 交付金事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付金事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 14 この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付金事業の成果が適合しないときは、当該交付金事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 16 交付金事業に関する帳簿及び書類を備え、この交付金事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、交付金事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがあります。交付金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 交付金事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が交付事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金事業等に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 19 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 20 交付金事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 21 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。

- 22 前項の申請により承認を受けた場合において、交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 23 前項に定める場合を除くほか、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 24 交付金事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 25 交付事業者は、交付金事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施事務取扱要領（平成30年4月4日付け農地第13号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 26 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1 交付事業者が市町村の場合にあつては、第9項及び第10項を削除すること。

2 交付事業者が市町村以外の場合にあつては、第11項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第8項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-21号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった団体営実施計画策定事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
団体営実施計画策定事業	円	円	年 月 日

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
 - (2) 計画地域の変更
 - (3) 調査項目の変更又は廃止
- 3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 補助事業に係る業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 10 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4

- 月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知)で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 12 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 13 補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。
- 14 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長(振興局長)に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 16 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 20 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 21 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領(平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達)に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又

は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。

- 22 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 23 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 24 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、団体営実施計画策定事業実施要綱（昭和57年4月28日付け耕計第189号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村総合整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 26 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 補助事業者が市町村の場合にあっては、第10項及び第11項を削除すること。
2 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、第12項を削除すること。

別記第1-22号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	円	円	年 月 日

- 2 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 4 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 6 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 9 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 10 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 11 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 12 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

- 13 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 14 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 16 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 20 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 21 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 22 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

- 23 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 24 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）実施事務取扱要領（平成30年4月10日付け施管第102号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 26 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係）

注1 補助事業者が市町村の場合にあっては、第9項及び第10項を削除すること。

2 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、第11項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあっては、第8項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-23号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））	円	円	年 月 日

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が500万円以下の場合には500万円）を超える増減
- (2) 工種の新設、変更又は廃止
- 3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 9 補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 10 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。

- 12 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 13 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 15 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 21 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 22 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数

(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合には、この限りではありません。

- 23 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 24 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 25 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長(振興局長)に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)、水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)実施事務取扱要領(平成30年4月10日付け施管第102号農政部長通知)、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領(平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達)及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 27 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(部 課 係)

注1 補助事業者が市町村の場合にあつては、第10項及び第11項を削除すること。

2 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第12項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第9項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-24号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった水利施設管理強化事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
水利施設管理強化事業	円	円	年 月 日

- 2 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 4 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 6 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 9 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 10 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 11 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、

当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 12 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
 - 13 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
 - 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
 - 15 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
 - 16 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
 - 17 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
 - 18 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通達）、水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通達）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
 - 19 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
 - 20 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければならないほか、次に掲げる条件を付さなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 21 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。
- 22 補助事業者は、第15項により承認をしようとする場合は、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けてから承認を与えなければなりません。
- 23 補助事業者は、第16項により間接補助事業者から納付を受けた額の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に納付しなければなりません。
- 24 前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を総合振興局長（振興局長）に納付したと認められる場合は、前項の規定は当該取得財産等については適用しません。
- 25 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を総合振興局長（振興局長）に返還しなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助事業者に補助金を交付しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

別記第1-25号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額		
農業集落排水施設整備事業	農業集落排水施設等の整備・改築又は撤去	円	円	年 月 日
	農業集落排水施設等の事業の施行に必要な計画策定			

- 2 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が500万円以下の場合には500万円）を超える増減
- (2) 工種の新設、変更又は廃止
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までに命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。

- 11 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 12 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 13 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 14 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 15 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 16 この補助金の交付の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 17 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 18 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業

完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

- 23 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
- 24 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 27 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官通知）、農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）事務取扱要領（令和3年4月1日付け農村第4号農政部長通知）、団体営農村整備事業（計画策定等事業（農道・集落道整備事業））事務取扱要領（令和4年3月28日付け農村第1711号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 28 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

- 注1 補助事業者が市町村の場合にあつては、第11項及び第12項を削除すること。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第13項を削除すること。
- 3 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。
- 4 注3により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。
- 5 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第10項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。

別記第1-26号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日に申請のあった農村整備事業（計画策定等事業）については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	費目	金額		
計画策定等事業（農業集落排水施設整備事業）	農業集落排水施設等の維持管理適正化計画の策定	円	円	年 月 日
	最適整備構想及び機能診断調査			
計画策定等事業（農道・集落道整備事業）	農道・集落道整備事業に必要な整備方針の策定			
	農道・集落道の機能保全計画の策定及び機能診断調査			

- 2 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
 - (1) 補助対象経費の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円）を超える増減
 - (2) 計画地域の変更
 - (3) 調査項目の変更又は廃止
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきこ

とを命じます。

- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 10 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地3966号農林事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 12 補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 13 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 14 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 16 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、補助事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金」という。）があるときは、相当の限度に

- においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 20 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
 - 21 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。
 - 22 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
 - 23 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
 - 24 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
 - 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官通知）、農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）事務取扱要領（令和3年4月1日付け農村第4号農政部長通知）、団体営農村整備事業（計画策定等事業（農道・集落道整備事業））事務取扱要領（令和4年3月28日付け農村第1711号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
 - 26 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（ 部 課 係）

- 注1 補助事業者が市町村の場合にあつては、第10項及び第11項を削除すること。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合にあつては、第12項を削除すること。
 - 3 第1項の表中「費目」欄のうち、必要のない費目がある場合には適宜削除して使用することができる。
 - 4 注3により必要のない費目を削除した結果、費目が一つとなったときは、第2項を削除すること。
 - 5 農業集落排水施設整備事業を実施する場合は、第25項中の「団体営農村整備事業（計画策定等事業（農道・集落道整備事業））事務取扱要領（令和4年3月28日付け農村第1711号農政部長通知）」を、農道・集落道整備事業を実施する場合は、同項中の「農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）事務取扱要領（令和3年4月1日付け農村第4号農政部長通知）」を削除すること。

別記第1-27号様式（第4-1関係）

（記号）第 号指令

（交付事業者等）

年 月 日に申請のあった畑作等促進整備事業については、申請内容のとおり承認し、交付金事業の成果を成し遂げたときは、金 円を交付します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この交付金の交付の対象となる交付事業の名称及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。

交付事業名	交付対象経費	交付金の額	完了期限
畑作等促進整備事業	円	円	年 月 日

- 2 交付金事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 交付金事業が期限までに完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 4 交付金事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 5 この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付金事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 6 前項の命令に違反したときは、当該交付金事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 7 この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 交付金事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。
- 9 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 10 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 11 交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。
- 12 交付金事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

- 13 交付金事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付金事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 14 この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付金事業の成果が適合しないときは、当該交付金事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 16 交付金事業に関する帳簿及び書類を備え、この交付金事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、交付事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがあります。交付金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 交付金事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が交付事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金事業等に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 19 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した交付金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の交付金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の交付金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 20 交付金事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 21 農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。

- 22 前項の申請により承認を受けた場合において、交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 23 前項に定める場合を除くほか、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 24 交付金事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 25 交付事業者は、交付金事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）、畑作等促進整備事業実施事務取扱要領（令和5年5月31日農地第90号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 26 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 27 定率助成による農業用排水施設、定額助成による末端畑地かんがい施設の整備及び用水路等の更新整備を行うものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上。）の転用が行われた場合、定率助成による暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、小規模園地整備、定額助成によるほ場の区画拡大、暗渠排水、湧水処理及び土層改良を行うものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、以下の場合を除き、交付金返還額の算定方法（交付金返還額＝返還対象交付金の総額×転用受益地の面積／受益地の総面積）により算定される交付金額（総合振興局長（振興局長）がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた金額）に相当する部分を道に返還しなければなりません。
- （1） 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（ほかの法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
 - （2） 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、総合振興局長（振興局長）が返還させないことを相当と認める場合
 - （3） 上記のほか、総合振興局長（振興局長）が特にやむを得ないと認める場合

（ 部 課 係 ）

注1 交付事業者が市町村の場合にあつては、第9項及び第10項を削除すること。

2 交付事業者が市町村以外の場合にあつては、第11項を削除すること。

3 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第8項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。